

業務委託特記仕様書

第 1 章 共通事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、「志津川マンホールポンプ場改築実施設計業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

1.2 業務目的

本業務は、本市が運営する委託対象施設の改築工事に際しての改築実施設計（詳細設計）であり、工事発注に必要な数量、図面、特記仕様書、概算工事費の算出ほか、それらをまとめた設計図書及び各種申請に係る資料を作成することが目的である。

1.3 仕様書の適用

本業務は、本仕様書のほか、下記に基づき実施するものとする。

- (1) 土木設計業務等共通仕様書（宇治市）
- (2) 下水道用設計標準歩掛表 令和 7 年度 - 第 3 巻 設計委託 - に記載のある業務委託標準仕様書（日本下水道協会）

1.4 技術者の資格等

- (1) 本業務において受注者は土木設計業務等共通仕様書の照査技術者を定め、必要な照査を行わせるものとする。
- (2) 本業務において受注者は土木設計業務等共通仕様書の管理技術者を定めるものとする。管理技術者及び照査技術者の併任は認めない。
- (3) 本業務において受注者は土木設計業務等共通仕様書の担当技術者を定めるものとし、担当技術者は、過去 10 年間にマンホールポンプ場の新設もしくは改築を含む業務の実務経験を有さなければならない。

1.5 提出書類

本業務の着手及び完了にあたり、宇治市が定める「土木設計業務関係書類(様式)」(以下「提出書類様式」という。)に基づき書類を提出するものとする。

1.6 貸与資料

本業務において貸与する資料については、調査職員が認めるもの以外は複写してはならない。

1.7 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いには、十分注意するとともに秘密保持を厳守し適切な保管に努めなければならない。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却するものとする。万が一、個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処しなければならない。
- (2) 本業務において、個人情報の取扱いについては「宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書」(別紙 1)を遵守し実施するものとする。

1.8 測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)

本業務の委託請負金額が 100 万円以上となる場合は、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) への登録を行わなければならない。なお、登録条件・方法及び提出物等は、請負金額の条件を除き、共通仕様書に基づくものとする。

1.9 ウィークリースタンス

本業務はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むものとする。

- (1) 休日の翌日 (月曜日等) は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日 (金曜日等) に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- (6) 打合せはWEB会議も活用する。
- (7) 前項のほか、業務の労働環境改善に関わる取り組みを行う。なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取り組みを不要とする。また、業務の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に調査職員に連絡を行い共有するものとする。

1.10 設計協議

設計協議については、業務着手時、中間打合せ 2 回、成果品納入時の計 4 回行うものとする。

但し、中間打合せは調査職員と協議の上、必要と認めた場合は打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

1.11 証明書の交付

現地踏査等の実施にあたり第三者の土地に入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得るとともに、提出書類様式の中から「証明書交付願い」を提出し、証明書の交付を受けたものを携行しなければならない。

第 2 章 詳細設計

2.1 施設概要

本業務における施設概要については、「施設概要及び検討項目」(別紙 2) を参照するものとする。

2.2 設計計画

業務の目的、主旨を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し業務計画を策定するものとする。

2.3 資料調査、現地調査

既存資料や貸与資料等に基づき以下の項目について確認し、現地及び現状運用等の状況を十分に把握しなければならない。

- (1) 地形、周囲の状況、地盤高、排水状況、電気経路
- (2) 土質状況
- (3) 既存施設の運転方式、規模、水位、劣化度、接続箇所の位置等
- (4) その他、施工の際に支障となることが予想される他埋設物や構造物の状況

2.4 基本条件の確認

- (1) 対象施設の位置関係、関連下水道施設との関係
- (2) 汚水量 (流入量、送水量) 水位
- (3) 既存施設の状況、他埋設物や構造物の位置

(4) その他必要な調査、検討事項

2.5 改築計画の検討

本業務における検討項目については、「施設概要及び検討項目」(別紙 2)を参照に十分な検討を行うものとする。但し、検討項目に示す内容は主たるものであり、詳細については調査職員が別途指示するものとする。

2.6 施工計画

施工に際し必要となる以下の項目について検討し、施工計画を策定するものとする。

(1) 工程

(2) 施工方法 . . . 仮設工、撤去工、安全対策、交通誘導員の配置

(3) 使用機械 . . . 施工機械の選定、搬入方法等

(4) 施工ヤード . . . 資材のストックヤードや機械類の配置

2.7 運用計画

既存施設を運用しながらの改築工事を予定しているため、仮設方法や関連下水道施設との調整など、施工時の詳細な運用計画を策定しなければならない。なお、工程及び運用計画等については、下水道施設の維持管理部署の意見を反映し計画するものとする。

2.8 各種計算書の作成

受注者は、調査職員が提供した資料又は受注者の調査した事項について整理し、確認又は計画を行った後、以下の項目について計算書の作成を行うものとする。また、必要に応じ、以下の項目に示されていない項目がある場合は、その計算書の作成も併せて行うものとする。

(1) 流量計算

(2) 水理計算

(3) 設備容量計算

(4) 仮設計算

(5) 工期算定計算

2.9 設計図の作成

受注者は、以下の項目について設計図の作成を行うものとする。

(1) 共通事項

1) データは PDF 及び DWG とする。

2) 図面上で工事対象となる部分については、赤色で示すものとする。

(2) 位置図

(3) 水位関係図 . . . 系統図

(4) 機械設備図 . . . 平面図、断面図、詳細図

(5) 電気設備図 . . . 単線結線図、盤外形図、配線系統図、平面図

(6) 撤去図

(7) 仮設図

2.10 工事設計書の作成

受注者は、以下の項目について工事設計書の作成を行うものとする。

(1) 数量計算書

- (2) 見積依頼書
- (3) 単価比較表
- (4) 特記仕様書
- (5) 概算工事費 ・ ・ ・ 金入り設計書・根拠等を明記する

概算工事費の積算について、数量計算書のほか、内訳書は「下水道用設計標準歩掛表 令和 7 年度 - 第 1 巻 管路 - 」及び「下水道用設計標準歩掛表 令和 7 年度 - 第 2 巻 ポンプ場・処理場 - 」によるものとする。

2.11 各種資料、申請書の作成

受注者は、必要に応じ以下の項目について資料の作成及び手続きをしなければならない。

- (1) 関係官公署、関係部署、企業者との協議資料と手続き
- (2) 各種許認可申請書類の資料作成と手続き
- (3) 地元自治会への説明資料
- (4) 消防法にかかる申請等の資料作成と手続き
- (5) その他調査職員と協議によるもの

2.12 報告書

報告書は、本業務に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第 3 章 照査

3.1 照査の目的

受注者は、業務を行う上で技術資料等の情報を活用し、十分な比較検討を行う事により、業務の高い質を確保する事に務めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いよう務めなければならない。

3.2 照査

受注者は、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図 - 設計計算書間、設計図 - 数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(以下、「赤黄チェック」という)を原則として実施するものとする。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。

成果品の提出に当たっては、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の内容確認
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 各種計算書について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

(6) 概算工事費について

第 4 章 成果品の提出

4.1 本業務における成果品の内容、仕様、部数を以下に示す。

内容	仕様	部数
(1) 各種計算書	A4 判ドッチファイル	2 部
(2) 数量計算書	同上	2 部
(3) 見積依頼書	同上	2 部
(4) 単価比較表	同上	2 部
(5) 特記仕様書	同上	2 部
(6) 概算工事費	同上	2 部
(7) その他資料 (各種資料、申請書)	同上	2 部
(8) 報告書	同上	2 部
(9) 打合せ議事録	同上	2 部
(10) 電子成果品	CD-R または DVD-R	2 部
(11) 設計図	A4 判製本	2 部

A4 判ドッチファイルの厚さは 10 センチまでとし、(1) ~ (10) はまとめても良い。

上記の厚さが 10 センチを超える場合は、分冊するものとする。

第 5 章 参考図書

5.1 参考図書

本業務は、第 1 章 1.3 に定めている参考図書のほか、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

(1) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル (下水道新技術推進機構)

(2) 下水道マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料 (下水道新技術推進機構)

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

(基本的事項)

第 1 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第 3 条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第 4 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第 5 条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第 2 条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(責任者及び従事者の教育及び研修)

第 6 条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第 7 条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得

なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方 (名称、代表者、所在地及び連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容 (契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

(目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第 8 条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報 (個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。) 又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び複製の禁止)

第 9 条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定)

第 10 条 受注者は、個人情報を取り扱う場所 (以下「作業場所」という。) を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報の管理)

第 11 条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第 1 2 条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

3 受注者は、第 1 項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

4 受注者は、第 1 項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

第 1 4 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第 1 5 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約の解除）

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

施設概要及び検討項目

施設概要

番号	施設名称	所在地	人孔	機械設備			電気設備		
				ポンプ能力	台数	方式	制御盤形式	水位計	監視装置
1	志津川№5マンホールポンプ場	宇治市志津川東詰地内	2号	φ 65 × 0.16m ³ /分 × 3.0m × 0.75kW	2台	圧送	ボール型	フロート式	電話回線
2	志津川№6マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	2号	φ 65 × 0.16m ³ /分 × 6.0m × 0.75kW	2台	圧送	装柱型	投込式	電話回線
3	志津川№7マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	2号	φ 80 × 0.16m ³ /分 × 14.0m × 3.7kW	2台	圧送	装柱型	フロート式	電話回線
4	志津川№8マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	2号	φ 65 × 0.18m ³ /分 × 6.1m × 0.75kW	2台	圧送	ボール型	投込式	電話回線

検討項目

番号	検討項目	主な内容
1	計画汚水量による既存施設能力	計画汚水量、ポンプ能力、運転方式などの確認
2	現状汚水量による既存施設能力	現状汚水量、ポンプ能力、運転方式などの確認
3	ポンプ設備	既存施設能力の確認後、適切な能力の検討・更新
4	制御盤	ポンプ設備更新に伴う容量計算・盤形式・コンパクト化・操作方法の見直し・筐体材質などの検討・更新
5	水位計	フロート式から投込式に更新
6	監視装置	電話回線からクラウドシステムへの移行検討・更新
7	改築更新に伴う施設の運用方法	流入汚水の水替え・仮設制御盤の設置・関連下水道施設の運用方法などの検討